

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	博物館施設の利用許可の取消し		
根拠法令及び条項	那覇市立壺屋焼物博物館条例第7条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市立壺屋焼物博物館条例第7条 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	平成9年12月26日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化財課 (那覇市立壺屋焼物博物館)		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則若しくは許可条件に違反したとき。
- (2) 利用者が正当な手続によらないで利用の目的等を変更したとき。
- (3) その他利用が不適當と認められるとき。

2 前項の規定に基づく利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって利用者が損失を受けても、本市は、その責めを負わない。